

うじスマートウェルネス推進事業「うじウォーク」協賛企業等募集要領

(目的)

第1条 この要領は、うじスマートウェルネス推進事業「うじウォーク」に協賛する企業・団体（以下「協賛企業等」という。）及び商品や特典（以下「協賛品」という。）を募集する際に必要な事項を定めるものとする。

(募集対象)

第2条 事業の趣旨に賛同し、協賛品を提供する企業・団体とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としないものとする。

- (1) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者であること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びこれに類するものを営む者
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は事業を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのある者
- (4) 法令若しくは公序良俗に反する者又はそのおそれのあると認められる者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が不適当と認める者

(協賛品の内容)

第3条 健康づくりや食等に資するもの、健康に配慮したもの又は地場産品等とする。

ただし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反するもの又はそのおそれのあると認められるもの
- (2) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治又は宗教活動を主目的とするもの
- (4) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるもの

(申込方法)

第4条 協賛を希望する企業・団体は、うじウォーク協賛申込書（様式第1号）を市長に提出をしなければならない。

(審査)

第5条 市長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、第2条及び第3条に照らし、内容を審査する。

(結果通知)

第 6 条 市長は、協賛の可否を決定したときは、うじウォーク協賛審査結果通知書（様式第 2 号）により、協賛希望企業等に通知する。

(決定の取消し)

第 7 条 市長は、第 6 条による協賛決定後、次の各号の事由があるときは、その決定を取り消すことができる。

- (1) 申込内容と異なる内容があることが判明したとき
- (2) 申込内容に虚偽があることが判明したとき
- (3) 前 2 号に掲げる事由のほか、認定を行うことが不要又は不適當と認められる事実が生じたとき

(条件等)

第 8 条 協賛企業等の決定に当たっては、次の条件を附する。

- (1) 協賛企業等は、申込内容に変更があった場合は、速やかに報告すること
- (2) 市は、協賛品の提供における事故等についての責任を負わないこと
- (3) その他市町が必要と認める事項

2 協賛企業等はうじスマートウェルネス推進事業「うじウォーク」の協賛事業であることを広告物等に掲載することができる。

(その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、必要事項は市長が定める。

附則

この要領は、令和 7 年 5 月 23 日から施行する。